

議案第48号

米原市税条例の一部を改正する条例について

米原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年6月2日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の公布に伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲の見直し等を行うため、この案を提出するものである。

## 米原市税条例の一部を改正する条例

米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「および扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項第 1 号イおよびウ中「寄附金 (」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オおよびカ中「寄附金 (」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金 (」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

付則第 5 条第 1 項中「および扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

付則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

付則第 10 条の 2 第 17 項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第 64 条」に、「家屋および構築物」を「特例対象資産」に改める。

付則第 10 条の 2 第 17 項を同条第 18 項とし、同条第 16 項を同条第 17 項とし、同条第 15 項の次に次の 1 項を加える。

16 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

### 付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 7 第 1 項第 1 号の改正規定および付則第 6 条の改正規定ならびに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第24条第2項および第36条の3の3第1項の改正規定ならびに付則第5条第1項の改正規定ならびに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 付則第10条の2第17項の改正規定（同項を同条第18項とする部分を除く。）ならびに付則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(4) 付則第10条の2第17項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金または金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の米原市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金または金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋および構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋および構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋および構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋および構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の2第17項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等

が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械および装置、工具、器具および備品ならびに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋および構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例付則第10条の2第17項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

米原市税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族(年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に 16 万 8,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金もしくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金または金銭のうち、規則で定めるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に 16 万 8,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金もしくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金または金銭のうち、規則で定めるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>・均等割の非課税限度額における 国外居住親族の取扱いの見直し</p> <p>・国税の改正にあわせて改正 特定公益増進法人等に対する</p>

<p>たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>)</p> <p>エ 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの<u>および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>)</p> <p>オ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人および公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号および第 3 号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>)</p> <p>カ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>)</p> <p>キ 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの<u>および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>)</p>	<p>ウ 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人および公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号および第 3 号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>寄附金制度における寄附金の範囲の見直し</p>
---	--	----------------------------

ク 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ 略

コ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなものおよび次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 略

2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢 16 歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

ク 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ 略

コ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものおよび次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 略

2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

・非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

<p>2～5 略</p> <p>付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族(年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 1～15 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 1～15 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し</li> <li>・セルフメディケーション税制の延長</li> </ul>
--	--	--

<p><u>16</u> 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。))に定める業種に属する事業の用に供する<u>法附則第 64 条に規定する特例対象資産</u>にあつては、零)とする。</p>	<p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する<u>同条に規定する家屋および構築物</u>にあつては、零)とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律改正にあわせて改正</li> <li>・ 項ずれ</li> <li>・ 項ずれ</li> <li>・ 法律改正にあわせて改正</li> <li>・ 法律改正にあわせて改正</li> <li>・ 法律改正にあわせて改正</li> </ul>
--	---	--